

長期優良住宅認定申請に係る添付図書

(「確認書等」を添付する場合)

図書の種類	明示すべき事項/主な記載内容等
■ 認定申請書 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て住宅にあつては第1号様式^{※2} ・ 一戸建て住宅以外の住宅にあつては、第1号の2様式^{※2}
■ 岐阜市収入証紙納付書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜市収入証紙納付書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務の手数料用）に岐阜市収入証紙^{※3}を貼付け
■ 委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請を申請者以外の方に委任する場合は、委任状を添付
■ 確認書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録住宅性能評価機関が交付する「長期使用構造等である旨が記載された確認書、住宅性能評価書又はこれらの写し」 ・ 上記において登録住宅性能評価機関が確認書等を受付した日が分かるもの
■ 確認済証の写し ^{※4}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証
■ 維持保全計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の部分^{※5}について点検の対象となる部分の仕様に応じた点検の項目及び時期等が分かるもの
■ 居住環境配慮に関する調査表 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「都市計画施設等」、「災害危険区域」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」の内外について調査
■ 居住環境配慮基準に適合することが確認できる書面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法第58条の2第1項の規定による届出が必要な場合にあつては、「地区計画適合確認書」の写し ・ 景観計画の区域内で届け出を要する場合にあつては、「景観計画区域内における行為届出書」の写し ・ 土地区画整理区域内にあつては、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づく許可書の写し
■ 付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>方位、道路及び目標となる地物</u>
■ 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 ・ 認定申請に係る住宅の敷地又はその部分が「都市計画施設等」、「災害危険区域」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」の区域内にある場合は、当該区域の位置及び種類等
■ 各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに階段の寸法
■ 用途別床面積表	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>用途別の床面積</u>
■ 床面積求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
■ 2面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>縮尺、外壁及び開口部の位置</u>
■ 断面図又は矩計図	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出</u>
■ 状況調査書 ^{※6}	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建築物の劣化事象等の状況の調査の結果</u>
■ その他必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて求める場合があります。

※1 法改正により様式が変更となっております。新しい様式を使用してください。

※2 ホームページからダウンロードできます。（ホームページ：<https://www.city.gifu.lg.jp/info/machizukuri/1008271/1008349.html>）

※3 岐阜市収入証紙は、十六銀行又はコンビニエンスストア（いずれも、岐阜市庁舎内）で購入できます。

※4 増改築の場合は、増改築工事に関して確認済証の交付を受けた場合に添付してください。

※5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第3項各号に掲げる部分を行う。

※6 増改築の場合に添付してください。

< 備考 >

- ・ 表中下線は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に定められた当該図書の「明示すべき事項」を示します。
- ・ 「明示すべき事項」は当該各項に掲げる図書以外の図書に明示することができます。
- ・ 当該各項に掲げる図書に当該明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を添付することを要しません。
- ・ 正本及び副本の2部提出してください。
- ・ **既存認定の添付図書については、別途お問合せください。**